

日本共産党の天下みゆきです。通告に基づいて一般質問を行います。

1. 実効性ある原子力災害避難計画を求める

最初に、原子力災害避難計画について伺います。

(1) 避難のための車両と運転手の確保について

今年の6月議会で中嶋廉議員の質問に対して、環境生活部長は「必要な避難車両の台数は、女川地域原子力防災協議会の作業部会で精査する」と答弁されました。その後の作業部会ではまだまとまっていないようですが、いつまでにどのような手順で必要な車両台数の把握をするのかお答えください。

さて、今年5月に日本共産党県議団で新潟県原発行政について調査してきました。新潟県では、昨年8～9月にバスやトラックの運転業務従事者へのアンケート調査を行いました。結果は、避難指示や屋内退避指示が出ている区域内に「行く」と答えた運転手が33.9%で、「行かない」と答えた運転手が65.6%でした。新潟県は、この結果を踏まえて、業務従事者に対する危険手当の整備や補償制度の具体化、現場で作業するための十分な防護資機材の配備が必要だとしています。

宮城県も運転手確保のために同様の調査を行うとともに、危険手当や補償制度の整備、防護資機材の配備を行うべきと考えますがいかがですか。尚、補償制度や防護資機材等については安定ヨウ素剤配布や避難退域時検査に関わる医師や薬剤師・自治体職員等についても整備すべきですが、合わせてお答えください。

(2) 安定ヨウ素剤の配布と体制について

まず、PAZでの配布状況と配布完了時期についてお答えください。

UPZについてですが、2014年11月議会の私の質問に対して、環境生活部長は「(安定ヨウ素剤の)緊急配備における配布場所及び具体的な配布方法については、宮城地区緊急被ばく医療ネットワークで専門家の意見を聴取しながら検討している」と答えていますが、その後の検討状況及び、医師・薬剤師をどのように確保するのかお答えください。

また、「緊急時などで、医師が関与できないときは、薬剤師や地方公共団体職員が配布する」と答えていますが、自治体職員の研修はいつまでに、どのように行うのかお答えください。

(3) 要配慮者の避難計画について

2016年9月議会の私の質問に対して、知事は、「30キロ圏内の医療機関や社会福祉

施設の避難計画の策定状況は把握していない。策定は進んでいないと認識している。今後、必要な支援のあり方について検討する。」と答弁され、10月の保健福祉委員会で担当課長は、「作成例を提示するとともに、社会福祉施設についてはUPZ内とUPZ外の調査を行い、マッチングを支援する」と答弁されました。あれから1年経ちました。医療機関と社会福祉施設の避難計画策定の進捗状況をお答えください。

次に、30キロ圏内の在宅の要配慮者の人数と避難の対応方針についてお答えください。

11月8日に党県議団で京都府の原子力災害避難計画について調査してきました。京都府は、「災害時要配慮者避難支援センター」を医療及び福祉関係団体、関係市町と県で2013年3月に設立しました。センター長は京都府健康福祉部長です。センターでは、①発災時のセンターの運用シミュレーションの作成と訓練、②施設の避難者受入マニュアルガイドラインの作成、③各医療機関・福祉施設・市町村から要配慮者の人数の調査、年1回確認していました。④原子力防災避難シミュレーション「社会福祉施設版」の作成と訓練。80施設全てで作成したとのことでした。⑤医療機関は1病院につき、2～3箇所の病院とマッチングしているそうです。

各医療機関や社会福祉施設、市町村が要配慮者の避難計画を策定し、訓練しながら実効性を高めていくためには継続的な組織が必要です。宮城県も「(仮称)災害時要配慮者避難支援センター」を設置するよう求めます。知事、いかがですか？

(4) 避難計画の実効性を検証する検討会の設置を求める

6月議会で村井知事は「実効性のある避難計画の策定は、原子力発電所が立地している以上、大変重要な問題であると認識している」と答弁しました。実効性のある避難計画の策定は、知事が原発再稼働を判断する重要なファクターの1つであると考えますが、知事の認識を伺います。また、避難計画の実効性を検証するための検討会の設置を求めます。合わせてお答えください。

2. 東日本大震災に係る災害援護資金について

東日本大震災に係る災害援護資金は、今年の9月末現在で、宮城県で2万3829件、405億6195万円の貸付額となっています。災害弔慰金支給法に基づき、被災者に150万円から350万円貸付できるもので、据え置き期間は6年、償還期間は13年です。これから返済が本格化しますが、年金でぎりぎりの生活をしている高齢者の方などから、既に払えないという声が寄せられています。

日本共産党県議団は、先月11月9日に神戸市を訪問し、阪神大震災で貸し付けた災害援護資金の償還の取組経過について調査してきました。神戸市は阪神大震災後3万1672人に777億円の貸付を行っています。この間、国会議員も含めたオール兵庫

で内閣府と交渉し、償還期限の延長手続きを4回行ってきました。そして、償還期限から10年経った段階で、行政及び神戸市議会や兵庫県議会から意見書を出し、新たな免除制度を内閣府に認めさせ、今年9月に残債全ての保証債権放棄を議会で可決しています。

神戸市の調査を踏まえて、これから本格的な償還が始まる宮城にとって、今必要だということについて、以下、5点を提案します。

第1に、神戸市の担当者を講師に迎えて、県と市町村で取組経過と教訓を学ぶ学習会を行い、その後も市町村担当者の継続的な研修と交流の場を県が設定すること。

第2に、償還事務を行う市町村担当者を増員し、そのための予算措置を行うこと。

第3に、各市町村に相談窓口を設置し、返済が厳しい人には早めに相談に来るよう、今から働きかけること。

第4に、被災者の生活再建を優先にして低所得者に寄り添った償還事務を行うために、「少額償還」を認めること。阪神では少額償還の場合、返済期限は超えますが延滞金は課さなかったということでした。

第5に、阪神では償還期限終了から10年経過後、すなわち震災から20年後に免除要件が拡大されましたが、既に破産した人や生活保護受給世帯で高齢・病気の人などは、10年待たず免除の対象とすること。

以上についてお答えください。

3. 国保県単位化・住民が払える保険料へ

最初に、国民健康保険法は第一条で、「この法律は、国民健康保険事業の健全な運営を確保し、もって社会保障及び国民保健の向上に寄与することを目的とする」と定めています。国民健康保険の目的は社会保障であり、「いつでも、どこでも、誰でも保険証1枚で必要な医療が受けられる」とことと「負担は能力に応じた負担」が原則であると考えますが、知事の国民健康保険に対する認識を伺います。

国保は、被保険者の多くを無職者や低所得者が占めているという構造的問題があります。本来は社会保障制度として国庫負担の大幅な増額が必要で、知事会も1兆円の国庫負担増を求めてきたところですが、3400億円に留まっています。

知事には引き続き、国庫負担の増額を求めていただくとともに、来春スタートしようとしている都道府県単位化に向けて、住民が払える保険料にするために、以下3点を提案します。

第1に、10月20日に公表された試算結果を見て、値上げになる自治体住民から「国保税を上げないでほしい」という声が寄せられています。一人当たり保険料が引き上げになる市町村への更なる激変緩和措置を行うこと。また、激変緩和措置は平成35年度までとなっていますが、期限を設けず継続すべきです。合わせてお答えください。

第2に、保険料負担軽減のための法定外一般会計繰入を市町村の判断で行えるよう国保運営方針案を修正すべきです。ある町では、これまで議会とも協力して法定外一般会計繰入を適時行って、住民が払える保険料にしてきました。結果、収納率も高い自治体です。繰入の有無は本来、市町村の自治であり、法律でも禁止されていません。住民が払える保険料にするための法定外一般会計繰入は市町村の判断にゆだねるべきです。いかがですか？

第3に、宮城県の多くの市町村国保の財政調整基金のため込みは全国でも異常です。H27年度決算では、県全体で約195億円のため込みで、1人当たり3万4764円です。全国の市町村平均は9322円ですから、宮城県は全国の3.7倍でダントツ1位のため込みです。H28年度決算は、県全体で更に22億円上積みし、216億円を超えました。基金を住民に還元して保険料を引き下げるよう県から市町村に指導・助言すべきと考えますが、いかがですか？

4. 「無期転換ルール」導入で雇用の安定を

(1) 無期転換ルールの導入に向けた宮城県の取組について

来年2018年4月から、改正労働契約法（2013年4月施行）により、5年を超えて更新される有期労働契約が、本人の希望で無期労働契約に転換できる「無期転換ルール」の本格的な適用が始まります。厚生労働省によりますと、全国で約1500万人の有期契約労働者の約3割が該当するとしています。まず、宮城県で無期転換ルールの対象となる労働者の人数はどのくらいになるかお答えください。

「無期転換ルール」は、労働者にとって非正規雇用問題の全てを解決するものではありませんが、雇止めの不安を解消し安定した雇用を実現する大きな一歩となります。また、企業にとっても業務に精通した社員を安定的に確保しやすくなり、長期的な社員育成の実施が可能になります。

法に基づいて、有期労働契約を反復更新している全ての企業で無期転換ルールを速やかに導入すべきと考えますが、知事の認識を伺います。お答えください。

来年4月に向けたこの4ヶ月は大変、重要な期間です。使用者と労働者双方への周知が必要ですが、特に、有期契約労働者自身に必ずしも知らされていません。宮城労働局と県、市町村が一体となって、広報やテレビ・ラジオなども使って周知・啓発を強めるとともに、県として「特別相談窓口」を設置することを求めます。いかがですか。

次に、宮城大学、県立病院、宮城県の公社等外郭団体において、無期転換ルールの対象となる労働者数が何人いるのか、また、転換に向けた進捗状況についてお答えく

ださい。

実は、私どもに宮城大学の有期雇用の専門職員の雇止めについて相談がありました。1例を紹介します。

Aさんは、健康支援センター・学生相談室のカウンセラーとして平成19年4月1日付けで採用されてから、10回にわたって毎年、契約を更新し、現在11年目になります。平成28年10月19日開催の第7回宮城大学教育研究審議会の議事録には、当時の学長が「健康支援センターのほか、図書館・・・(略)・・・等々で現在有期雇用職員を置いているが、これを将来的に専門職員化したいとの考えが示された」と記載され、上司からも直接、(前)学長が常勤化を推していると言われていました。ところが、平成29年度の契約更新の際、「30年度の再契約は行わない条件」が前提だと言われ、Aさんは最初、条件を拒否しましたが、承諾書を提出しなければ3月末で雇止めとなると言われ、不本意ながら承諾書を提出しました。現在、労働組合とともに「30年度の再契約は行わない条件」を取り消すよう交渉中です。

継続的な仕事で何度も契約更新を繰り返し、今後も更新される期待を与えていたにも関わらず雇止めすることは、労働契約法第19条に抵触する脱法行為だと思いますが、知事、いかがですか？

(2)「無期転換ルール」の脱法行為

次に、東北大学では1万人の教職員の半数以上が非正規職員で、そのうち3000人が無期転換の対象となり、来年3月末には1140人が該当するといわれています。ところが東北大学は、非常勤職員の契約更新を上限5年と定め、大学独自の「限定正職員」に採用されない限り、雇止めしようとしています。

この度、限定正職員の選別試験が行われ、受験者800人のうち合格者は669人でした。部局や教授の推薦が必要な職員は100%合格と発表されましたが、応募しても推薦されず受験できなかった職員が多数います。推薦を必要としない職員は214人中83人の合格で38.8%の合格率に留まりました。東北大学職員組合は「合格した669名のうち397名の目的限定職員は、教授の退職あるいはプロジェクト終了までの任期であり無期雇用ではない。実際に無期転換されるのは272名に過ぎない」と批判しています。

我が党の国会議員の質問に対して、安倍首相は「無期転換ルールを避ける目的で雇止めをすることは法の趣旨に照らして望ましいものではない」と答弁し、厚生労働省の労働基準局長は、限定正職員制度を作ることと「労働契約法の無期転換ルールは別途のものだ」と答え、限定正職員に採用された方がいても代替えにはならないという見解を示しました。

知事、労働契約法の趣旨に則り、希望する非常勤職員の無期雇用転換を図るよう、東北大学の里見進総長に進言していただきたい。いかがですか。

次にトヨタですが、新聞によりますと、期間従業員に対して「法の抜け道」を活用して、6カ月のクーリング期間を経て再雇用の動きと報道されています。同じく我が党の国会議員の質問に対して厚生労働大臣は、「明らかに脱法的にすることには非常な問題がある。無期転換ルールの目的は有期契約で働く方の雇用の安定を図るためだ」と答えています。

トヨタ自動車東日本は何人の労働者が無期転換の対象となるかお答えください。宮城県はトヨタとその関連会社に65億円もの企業立地奨励金を出しています。知事は県民の雇用を守る責任があります。実態を把握し、「無期転換ルール」をしっかりと実行するよう、知事がトヨタに要請することを求めます。お答えください。

5. 宮城県の地方再生めざして

宮城県の産業構造を見ますと、人口や事業所数で仙台市と地方との格差が拡大しています。特に沿岸部では、販路の喪失や風評被害など大震災の影響を払拭できていず、水産加工業などの売上げがまだ元に戻っていません。また、復興需要が収束すると、地域経済の冷え込みが予想されるなど宮城の地域経済には大きな課題があります。

県土の均衡ある発展のためには、地方の活性化に力点をおき、農林水産業や関連する食品加工業など地場産業、地元の中小企業、観光を一体で押し上げていく産業振興戦略が必要と考えますが、知事の見解を求めます。いかがですか。

2017年1月に、日本共産党県議団で高知県を訪問し、「産業振興計画」について調査してきました。高知県の産業振興計画は、人口減少や高齢化の進展による県内市場の縮小という事態を踏まえ、県外市場に打って出る「外商」の推進と「外商」できるモノを増やすために「地産」の強化を位置付け、そのための人材確保に力を入れてきました。その結果、外商の成約件数が7年間で46倍の増加、「ものづくり地産地消・外商センター」の外商支援による受注金額が4年間で20倍の増加、県外からの移住者も5年間で6倍に増加するなど大きな成果を上げています。今後は更に、目指す将来像を「地産外商が進み、地域地域で若者が誇りと志を持って働ける高知県」と位置付け、拡大してきた「地産外商」を「拡大再生産」につなげるとしています。

一次産業と豊かな自然と「人」を高知県の強みとして活かし、一次産業から派生する食品産業やものづくり産業を育てて地域を底上げしていく取り組みが大変、躍動感があり勉強になりました。

この「高知県産業振興計画」を推進しているのが「産業振興推進部」で、農業・林業・水産業・商工業・観光の5つの部とは別に設置され、この5つの産業分野の連携テーマを扱い産業振興計画を牽引していました。

宮城県でも、農林水産業や食品加工業などの地場産業、商工業、観光をトータルで

連携して推進する戦略をたて、宮城の地場産品の「外商」拡大・販売促進を市町村と一緒に後押しする「産業振興推進」の「部」を設置することを提案します。本気になって地方の産業をバックアップする部署です。いかがですか。

また、高知県の産業振興計画は、7つの地域に「産業振興推進地域本部」を設置し、雇用や所得の向上をめざす「地域アクションプラン」を策定して取り組んでいました。その内容は、例えば「三原村ユズ産地化計画の推進事業」「土佐備長炭の生産・出荷・販売体制の強化」など地域地域の顔がみえる具体的なもので、7地域全体で238事業に及ぶそうです。事業を紹介する県のホームページには、「ひとつひとつの取り組みが実を結び、しっかりとビジネスとして育ち、さらに地域の中で他の事業とつながることで地域の基幹産業として育っていくよう支援しています。」と書かれていました。

宮城県の地方振興事務所は、行政機構図によると経済商工観光部の富県宮城推進室の下に設置されています。当然、振興事務所は地域の農林水産業の振興も図っています。そこで、地方振興事務所を先ほどの「産業振興推進の部」の下に設置し、具体的な「地域アクションプラン」を策定して取り組むことも検討いただきたいと思いますがいかがですか。お答えください。

以上で、壇上からの質問を終わります。ご清聴、ありがとうございました。